

第15回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成19年2月13日(火)

午後1時30分～午後4時

新宿区役所 大会議室

議 事

1 基本構想・基本計画答申(案)について

2 その他

卯月会長 お待たせいたしました。

それでは、ただいまより、第15回新宿区基本構想審議会を開催いたします。

本日の審議会は、午後4時までの予定になっておりますが、本日予定の議事が終了いたしましたら、終わりにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたします。

本日の出席委員は25名。委員の半数以上の方にご出席をいただいております。新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

さて、本日は、前回の審議会でいただきましたご意見と野尻委員および沢田委員よりいただきましたご意見をもとに修正した内容について私の方から説明をさせていただき、審議を進めていきたいと思っております。

はじめに事務局から配付資料のご確認をさせていただきます。

事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、事前郵送させていただきました資料といたしまして、このとじてあります資料1「新宿区基本構想の見直しについて」新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」の2月13日時点での答申案でございます。

それから、「都市マスタープラン骨子案に対する意見及び回答案 地区別まちづくり方針に対する意見の対応」につきましても、事前に郵送させていただきました。それと、本日も机上の方には、意見提出カードということで、野尻委員、沢田委員の方から意見をいただいておりますので、そちらも机上に配付させていただいております。

それから、資料1の中で目次のところと中のあるところがちょっとあわないところが実はございます。それは、都市計画審議会の方が、2月7日に審議会の方でお出しした資料をつけておりますので、ここの時点で少し番号のあるところの表題があっていないところがございますが、それは最終的には、修正してあわせていきますので、よろしくご願ひいたします。

以上です。

卯月会長 よろしいでしょうか。

それでは、答申案についての審議を始めたいと思っております。

資料1、答申について逐次ご説明をしたいと思っております。

なお、答申案の漢字やわかりにくい文言については、私の方でご指摘になかった点を含めて修正させていただきました。

また、全般にかかわりあることですが、各主体の主な役割というところが前回をはじめて提出され、それについてのご意見が多かったわけですが、これは、あくまでも、例示的に示したものであり、すべての主体に対応したものでないということを少しご理解いただきたいと思います。もちろん、野尻委員、沢田委員からは、大変詳細な具体的な指摘をいただきましたので、それについては、私の方で修正の必要があると判断いたしましたところについては、修正を加え、本日、資料 1 として案としてお示しさせていただきましたので、その点、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、3 ページ目を開けていただけますでしょうか。

前回『『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』ということをご決定いただきました。考え方、下線が引いてございますが、この「新宿力」を説明している文章でございます。前回の審議会で、古沢委員の方から『『新宿力』とは何かを自問するところから』という 1 行半ぐらいの文章でございますが、この位置を変えた方がよろしいのではないかとご提案をいただきました。確かに、変えた方がじっくりくると思いましたので、この下線 5 行ございますけれども、2 行の部分はこの段落の最後にいたしました。案といたしましては、これを一番最後に持ってくるという案もあったんですが、ただ、前回のご指摘を受けました、「次世代を担う子どもたちの将来を見据え」ということを強調する意味もございまして、これは、説明文の一番最後に残した方がよろしいのではないかとということで、このようにさせていただきました。

次は、26 ページをごらんください。

ここから個別目標の説明に入るわけですが、個別目標の構成といたしますが、まず、はじめに、「目指すまちの姿・状態」、「課題」、「施策」それから「各主体の主な役割」、「成果指標」、「関連する主な個別計画」の六つに構成されておりますが、前は、「成果指標」および「関連する主な個別計画」の扱いについて少し議論がございました。最終的には、区が基本構想、基本計画を策定するときに、成果指標を具体的に入れ関連する主な個別計画を入れるということでございましたが、今回の答申の段階では、まだ決めることができませんので、それぞれの個別目標の中には、空白としておき、空白としておくこのままでよいというふうになってしまいますので、そうではないということをして 26 ページの下の方に、それぞれの(1)から(6)がどのような内容を持っているのか。さらに、今後これをどのように付け加えていくのかということをして若干説明ですね、個別目標の構成について説明をしております。

例えば、(5)と(6)のところを見ていただきますと、成果指標は、「目指すまちの姿・状態の実現に向けた、目標の明確化と施策の評価を行なうための成果指標を示しています。成果指標は、区が基本計画策定時に示します。」となっています。さらに、(6)のところですが、関連する主な個別計画というのは、「個別目標の実現に関連する区の主な計画を示しています。主な個別計画は、区が基本計画策定時に示します」という形になっております。

この26ページが新たに加わったということでございます。

それから、具体的になりますが、28ページの下の方です。下から8行目、各主体の主な役割(例示)とございますが、ここに、かつては地区協議会や町会・自治会、NPOなどというふうに具体的な名称を含めて列挙しておりました。しかし、これは、野尻委員からもご指摘もございまして、地域センターもきわめて重要ではないかということで、地域センター管理運営委員会でしょうか、そういった組織も確かに大変重要だと理解をいたしました。ただ、そうしますと、ほかの既存の組織もどんどん重要ではないかというご指摘が出ることもございますので、ここは少し大きなくくりで表現をしておいた方がよろしいのではないかということで、新たに、追加するというより、新たに書き直すということで、「地域組織、コミュニティグループなど」という形で総合的にとらえる形にさせていただきました。

それから、31ページ目、ちょうど真ん中。これは前回の審議会の中で、その個別目標のタイトルを議論いたしまして、最終的に「区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち」ということに決まりましたので、そこがこのように変わっております。

もう1ページめくっていただいて、32ページ目のこれも施策の体系、個別目標のところが下線のように変わっております。

これに伴いまして、33ページ目の上から3行目、かつては「住民自治」と記載されていたと思いますが、「区民自治」という形にいたしました。ここで一つ修正ができていないという点がございますが、申しわけありませんが、修正をお願いします。各主体の主な役割のところの2行目、これがかつての「住民自治」というのが残っておりますので、申しわけありませんが、「区民自治意識の醸成」というふうに修正をお願いいたします。

さらに、同じところの区(行政)の下から3行目、同じように「住民自治」というところが残っておりますので、これを「区民自治」に統一をしたいと思います。修正をお願いいたします。

36ページをお開けください。

沢田委員からのご指摘で、学校と教育委員会を明確に区別するのは難しいので、まとめて表現した方がよいのではというご意見をいただきました。そこで、学校という大きな項目をやめまして、区（行政）の中に含めて表現をすることにいたしました。若干表現の修正もごさいすけれども、基本的には、この「児童・生徒への人権教育の推進」、「児童・生徒への男女平等教育の充実」、「児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進」、この3本をそのままそこに記載しております。

さらに、38ページ、これもやはり沢田委員からのご指摘でございます。事業者のところには、「保育サービスの充実」という項目があるけれども、区（行政）の中には、「保育サービスの充実」という項目がないということでございました。そこで、「保育サービスの充実」という1項目を加えました。それから、さらに、その下の行でございますが、「子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整」、これもご指摘がございまして、少しわかりやすい表現に変えております。さらに、3行目、「子どもの健全育成の取組みと支援」。かつては、その「取組み」という部分がございませんでしたが、入れた方がわかりやすいということで、「取組み」を加えております。

隣のページ39ページでございます。ちょうど真ん中辺りとそれから下から5、6行目のところに下線がございまして。これも沢田委員からのご指摘がございまして、かつての文章によると、「学校の規模や配置の適性化に取組む」という表現があった。それは、区民提言の中にはなかったことで、統廃合が既定路線になってしまうということとはよくない、というご指摘がございましたので、そこまで細かく書くこともないので、課題、施策とともに、修正をいたしました。

それから、40ページ目でございます。各主体の主な役割（例示）の二つ目でございます。これも沢田委員からのご指摘がございまして、「子どもの活動への支援」、かつては「活動」という言葉がございませんで、入れた方がわかりやすいという判断で直させていただきます。

さらに、下から2行目、「家庭・学校・地域の連携とそのための環境づくり、取組みへの支援」、これもやはり「取組み」という表現がございませんでしたので、追加した方がわかりやすいということで、修正をしました。

それから、の三つ目でございますが、これは、野尻委員からのご指摘がございまして、かつては少し「教育機関」とか「大学」とか「研究機関」、表現がいろいろばらばらになっ

ておりました。それを少し整理整頓しようということで、すべて関係する機関については、「教育・研究機関」という形で整理をしました。

それから、46、47ページ、下線のところがございます。これは、前回の審議会で、セーフティネットおよびホームレスの記述が施策および課題のところにはないのではないかと、ということがございましたので、追加でこの下線の部分を入れさせていただきました。

さらに、50ページをお開きください。下から3行目、「外国人と日本人の相互理解、支援」でございますが、かつては、「相互理解」という表現がございませんでした。これは、野尻委員からのご指摘によりまして、互いに認めあうということが重要であろうということで、「相互理解」という表現を加えました。

さらに、51ページ、下線はございませんが、野尻委員より、かつて事業者のところ「外国人就業者への支援」というものについてありましたが、それは、行政の役割の部分大きいのではないかとということで、「区内在住外国人への支援」という大きなくくりの中で考えようということで、事業者の方ではなく、区（行政）の方に入れてございます。

さらに、58ページ、ちょうど真ん中辺りでございますが、これは、前回の審議会の中で、「資源とゴミの」という表現ではなく、「資源の」という表現の方がふさわしいというご指摘がございましたので、修正いたしました。

それから、62ページ。これも各主体の主な役割（例示）のところのトップの、区民のところですが、今回は、削除しておりますが、前回の答申の中には、実は、「道路・交通体系の整備への理解と協力」という表現がございました。これは沢田委員のご指摘で、この表現は、少し問題があるのではないかとということで、確かに、こういうこと、もちろん理解、協力していかなければいけないことは事実なんです、ちょっと強調し過ぎであろうということで、削除いたしました。

それから、67ページでございます。これは、前回の審議会で山添委員よりご指摘がございました。「地域の個性」および「地域の特性」という言葉があまりにも出てくるということのご指摘がございました。最終的には、個性という、その地域の独自の性格を活かそうということを強調しようということで、「地域の個性」という形で統一をする、できる限り統一をするという形にいたしました。

ただ、68ページをちょっとご覧いただきますと、まだ直っていないところがございまして、この辺りは、ご修正をお願いいたします。一つ目の、区民のところ「地域の特性」とまだ残っております。これは「個性」と修正いたします。2番目のの最初ですが、

ここも「地域の特性」というのがまだ残っております。これも「個性」に修正いたします。

それから、最後の、区（行政）のこれも2行目ですね、「地域特性」となっておりますが、「地域の個性」という形に修正をさせていただきます。

さらに、この主な役割の三つ目、事業者のところでございますが、前回の審議会では、山下さん、それから意見提出カードの中では野尻さんよりご指摘をいただいた「地域の個性を活かした開発」というふうに前の文章はなっていましたが、やはり、「開発」というのは、表現がおかしいということで、「まちづくりへの協力、参画」という形に修正をいたしました。

それから、72ページをご覧ください。これは、沢田委員からのご指摘でございますけれども、「地場産業」という言葉とそれから「伝統産業」という言葉が少し混乱して使われているのではないかと、ということでございました。例えば、下線はございませんが、上の個別目標の - 2 - 四角の中に囲ってある表現が「地場産業の活性化」、それからその2行下も「地場産業の活性化」ということで今まできたわけですが、今回、主な役割のところの表現を見ていただきますと、例えば区民のところの2行目が「伝統産業」になっております。それから、事業者のところの3行目も「伝統産業」になっております。さらに、1ページ前に戻っていただきますと、課題のところの5行目、真中辺りですが、「伝統産業等々」という形になっております。それから施策の1番目の文章も「伝統産業」、5行目も「伝統産業」という形になっております。私の記憶ですと、審議会のグループに分かれたときに、地場産業と伝統産業についてかなり一度議論をしたことがございますが、その後はすべてずっと「地場産業」になっていたんですね。それで、今回、「伝統産業」という言葉がかわって、もう一度整理をしようということで、今、区の担当の方とお話をしました。そういたしますと、地場産業というのは、新宿区の地場産業、染色業とか印刷業が代表的なもので、伝統産業というのは、今必ずしも残ってはいないけれども、もう少し幅広い伝統的な産業、新たにこれから再生するかもしれないというものを含めて、実は地場産業より伝統産業の方が概念が広いんだというふうにお伺いいたしました。したがって、伝統産業という表現を使えば、地場産業が含んであるというようなご説明をいただいたんですが、それは説明を聞いただけではなかなかわからないということで、実は先ほどまでちょっとこれを議論してましたので、私は、「伝統産業・地場産業」と並べて書くことを今回ご提案をしたいと思っています。しがたいまして、今何ヶ所か申し上げました箇所すべて、「伝統産業・地場産業」、ちょっと長いかなという印象もありますが、ただ、何かそういった定

義を聞いてみたりしますと、どちらかに統一するのは、なかなか難しいかなと思いましたが、今回の修正には至っておりませんが、そのようにご提案をさせていただきたいと思っております。

それから、さらに72ページ目の各主体な主な役割、真ん中です。「教育・研究等」とありますが、これも修正がまだ終わっておりませんで、「教育・研究機関」という形になりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、少し都市マスタープランのところがありますので、飛びます。163ページ、リーディング・プロジェクトのところでございます。これも沢田委員からのご指摘でございますが、新宿区では、「町内会」ではなく、「町会」というふうにいっている。私も知りませんでした。ということのようでございまして、今回から「町内会」を「町会」というふうに変えております。2)の取組みの内容の1行目は直っているんですが、実は、その上の1)の目標の下から4行目から3行目にかけての「町内会」というのは、直っておりませんので、申しわけありませんが、これは、「町会」というふうに変更をお願いいたします。

それから、167ページ、「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」でございます。ここにつきましては、前回、かなり議論をいたしました。と申しますのも、今後、基本構想、基本計画の後、実施計画が策定される予定です。その実施計画にあたって、これまで進めてきた区民の参画をどのように考えるか、および、そのさらにまだ先にある評価、チェックのしくみについては、ずいぶん議論をいただきました。ただ、前回、企画政策課長のお答えにもありましたけれども、なかなかまだそのしくみについて、きちんと書けるような段階にはなっていないという判断をいたしまして、実は、このチェックのしくみの創設のところは、原案のままにするとともに、今週の土曜日、区長にこの答申を渡すにあたって、私の会長としての文章、「答申にあたって」という文章を少し長めに書くことにいたしました。その中で、どのように区民参画のしくみをするかというより、そういったことの必要性については、強く表現をするつもりであります。今、申し上げた実施計画にあたっての区民参画の方向について。さらにその後の基本計画、実施計画がきちっと実施されているかということに関するチェックのしくみについても今回、このような日本でも大変事例のない新しい区民参画を進めたわけですので、それについては、今後ぜひ新しい形で、推進していただきたいということ。「答申にあたって」という文章の中で書かせていただくことでいかがかなというふうに思っております。



ただ、まだ書いておりませんので、今日、そのことについてもご意見があれば、ぜひ、ご意見をいただきたいと思います。

以上が、今日の答申、前回から本日までの答申の修正いたしました箇所でございますので、まずは、今、私をご説明申し上げた修正の箇所についてだけ、ご意見をいただきたいと思います。それが終わりました、お時間がございましたら、今回、修正として出していない点についても議論をしたいと思います。そういう順番で少しやらないと、今日、時間内にきちっと終わるかわかりませんので、まずは、今、ご説明申し上げた修正箇所についてのみ、ご意見等いただければと思います。

いかがでございましょうか。

古沢委員 46、47ページをお開けいただきたいと思います。

基本施策で「セーフティネットの整備・充実」を入れていただきました。それに対応する課題・施策なんですが、特に、施策、47ページの施策の説明ですね、それが、セーフティネットは、生活保護制度だけですよみたいな、そういう記述になっている。セーフティネットっていうのは、経済的な危機に陥っても最低限の生活の安全を保障してくれるような、そういう社会的な制度や対策を意味しているんだろうと、私は考えるんですが、既にできている制度としては、生活保護制度が一番の主な柱でございます。そのほか、例えば介護保険だとか、金融破綻による預金者保護とか、いろいろ現在行われている制度の中にもあります。それから、これから、区がいろんな時点において行う対策が、出てくる可能性もあるわけで、その点を少し、ちょっとわかりやすく、生活保護制度だけなんですよみたいな感じの書き方を直していただきたい。それが、要望でございます。

卯月会長 具体的には、どのように直したらよろしいでしょうか。

古沢委員 それは、そこまでちょっと考えなかったんで。あるいは、最初の一文を取っていただいて。生活保護制度その他、あるいは等とかですね、入れていただくとか。最低限はそのぐらいしていただけたら。それから、前にちょっと見せていただいた言葉の解説、あれは、非常に何だか判断が変な解説でございましたので、それをもう少しわかりやすく直していただけたらなと思います。

成富会長代理 お答えということではないんですが、セーフティネットという言葉でどのような意味で使っていくかということは、必ずしも明確でないと思うんですね。今、古沢委員ご指摘のような考え方というか、その大きくとらえるという考え方があると思うんですけど、介護保険とかさまざまな制度を含めると、行政の一番の課題は、そういう広

い意味でのセーフティネットというのか、生活のインフラというか、そういった部分を作るのが、自治行政の一番大きな役割かなと、僕なんか思うので、そうすると、トータルに表現した形になると思うんですね。ここでの使い方は、そういう広く、一番ベーシックなものを指すというよりは、最低限の生活を、生活保護だけはないというご指摘もありましたが、確かに、そうかなとは思いますが、そういった部分を強調するのものを挿入したということでございます。それは、施策に対応して、施策に出てくる場所の表現が、上に出てきていないという意味で、入れたということございまして、改めて、そのセーフティネットとは、じゃ、どの範囲のものをどういう考え方で記述していくのかという議論はこれまで、審議会では十分に行われてきませんでしたので、ここでは、とりあえずこれまでの議論ではこういう記述できたのかなという判断で入れているわけなんですけど、どこまでの広がりやセーフティネットを考えているかということを示さないと、なかなか混乱すると思うんですね。お読みになっていただいた方も、かなり一般的な言葉としても使われておりますので、あまり、そういった言葉で表現するよりは具体的な施策とか制度とか、そういったものを示していくと、この基本計画においてはですね。それを、一番重視して、記述したらどうかということを考えておりました。

古沢委員　　今、成富委員がご説明のように、何か、もう少し最初の方にご説明があったような、そういうニュアンスを入れていただいて、生活保護制度だけじゃないという感じの記述に直していただいたら、一番いいんじゃないかなと、そういうふうに思うんですが。

成富会長代理　　そうですね。セーフティネットの言葉の説明というものじゃなくて、行政として取り組むべき基本的な内容といえますか、その中に、例えば、憲法25条に関連するものも当然、一番ベーシックなものひとつとして入りますし、しかし、それだけではないということをもっと広がりをもってとらえ、セーフティネットという言葉の説明ではないのかなというふうにちょっと考えておりましたので、この部分で、今、記述されてる部分で、そういったことまで全部含めて、書けるかどうかということにはちょっとよくわからないところだなと。

安田委員　　安田です。

　　前回もセーフティネットという言葉についての確認をさせていただいたと思うんですけども、そのときは、現在の部分において、どうセーフティネットを書けるかという、例えば、サーカスの網という表現の中から具体的にお話を伺ったと思いますけども、多分、今

おっしゃっている部分の中で、生活保護というのは、当然制度として成り立っているわけですが、生活保護そのものにおいても、例えば、格差社会が拡大していきますと、ますます生活保護者の中でも、やはり、これだけじゃありませんけども、格差社会が拡大していくかどうかという議論は別としましても、多分、今までのメカニズム、いわゆる市場の原理とかそういうものの中において、現実には拡大しているようでございますので、そういった新しい、いわゆる言葉が適切かどうかわかりませんが、貧困という部分も新しい部分で生じてくると思うんですね。そういう中で、生活保護者でも医療の制度が必ずしも行き渡らないだろうと。それは、保険を払う能力があるかないかも含めての話なんです、それは、生活保護者だけじゃない、もっと進んできているような気がします。ですから、このセーフティネットという言葉は、私はもう少し積極的にこれからの社会現象がどうとらえていくかという部分も含めた中でのセーフティネットという言葉というものを理解しておいた方が、将来的な部分においても多少対応できるんじゃないかなという気がするんですけども。

私は、セーフティネットをそういう積極的にとらえているもんですから、どうしても、この部分というのは、現状だけがセーフティネットじゃなくて、これから生ずる部分も含めたセーフティネットの部分の考え方もあっていいんじゃないかな。それが具体的には、もっと医療が受けられない人も出てくるかもしれませんし、というようなことも含めて理解していますけど。

成富会長代理 表現は、ここでは、生活保護制度だけの説明みたいに、充てておられるところが一つ問題だと思いますので、表現方法をセーフティネットの方をむしろ強調するような形で、その重要な要素としての生活保護というような説明、表現の工夫は検討できるかなと思いますので、ちょっと今日の段階ですぐ直せませんが、多少、若干、印象を変えるような、多少変えるような表現の工夫をさせていただくということではいかがでしょう。

セーフティネットそのものは、あまり前面に押し出して、それで議論するというような形にはちょっとならないと思うんですが、この今の段階ではですね。

古沢委員 はい、結構でございます。

成富会長代理 よろしいですね。すみません。

卯月会長 じゃ、確認しますが、この47ページの上から6行目からの4行。この4行については、今のお二人の指摘にあわせて、会長代理の責任で修正をするということで

よろしいですか。

按配で申しわけありません。

成富会長代理 すみません。ちなみに、今ちょっと、補足でうっかりしていましたが、あんまり詳しい説明ではございませんが、7ページに行政の責任としてのセーフティネットについては、2の「参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います」の文章の一番最後の段落ですね。ここに一応、その言葉を使っています。ですから、これは、広い意味でも、今回、広い意味と言っていいのかわからないけど、その行政の責任としてのセーフティネットという、一応記述はございます。ただ、それが47ページにどう関連するのかというのは、随分今回詰められておりませんが、一応そういった記述がございますという報告だけさせていただきます。

卯月会長 よろしいですか。ありがとうございました。

山下委員 各主体の主な役割のところの、これ一般的、全般的な話ですけど、前回の案の中では、いろんな団体の名前が具体的に出ていたと思います。その中にNPOという記載があったと思います。その目指すまちの姿とか、その辺りに関しては、区民や地域団体、NPO、企業などとか、いろいろなNPOという言葉が頻繁に出てくるんですが、今の新しい案の中には、各主体の主な役割のところには、NPOという言葉は逆に、全部抜けているというところで、ただ、そのNPOは、どこに入るのかっていうのを、非常にミッションによって違ってくるので、事業者に入ってきたり、区（行政）にむしろ近いことをやっているところもあるようなので、いろんなことがあるので、入れにくいだろうなとは思いますが、やっぱり、この文章の中に入っているNPOというのは、この主体の中に全然抜けてるとというのが、何か対応関係が悪いなと思って、何かいい工夫はないのかなと。いい案もないんですけども。

卯月会長 今回の山下委員のご指摘に何かお助けいただけるご意見ないでしょうか。

山下委員 どこに入るのかなというところで、結局入りづらいというのは、わかったんですけど、ただ、NPOという言葉が頻繁に出てくることもあって、団体のところ、コミュニティグループの中に入れるのも変ですし、何とか「など」というところ、あるいは、各主体の主な役割のところで大まかにここで言っているコミュニティグループは何なのかというのが、入るのか、あるいはNPOと言っているの、NPOについてちょっと整理するような、一言だけ補足的に付け加えるのは可能なのでしょうか。

私も、何がいいのかよくわからないのですが。

成富会長代理　これ、要するに、レベルを示したいということがあったので、要するに、自助、共助、公助という、いい言葉かどうかわからないけど、そういったものを念頭に置いていたわけですけど、その自助、共助、公助と書くわけにもいかないというか、それはまた、解釈の問題も出てきますので、それがこういうふうになったんですけど、共助的な部分を示すというのが一つ、それが、こういった地方自治の場合には地域というのが当然ベースにあるので、コミュニティグループというのは、当然そのおっしゃるとおり、「など」で表現されているという解釈なんですけど、最初はここに括弧をつけて、さらにこれの例、具体的に何と言われたときに、それは、地域のいろんな組織もあるし、それから、もちろん、ボランティアグループなんかも入るし、もちろんNPOも入るよ、ということで、括弧をつけようかなという話もあったんですが、例示のさらに例を示すのも何だろうということで、「など」という表現にしたんですが。

NPOといえる、NPOだから、すごく一般的に理解していただければいいんですけど、逆に例えば町会組織みたいな地域組織と対峙的かというと、とらえたりすると、両方載せるみたいになってきますので、困っている。困っているというか、表現方法が、皆さんわかっているんだけど、十分理解されているんだけど、なかなか言葉にするとときに難しい。全部書けばいいということになっちゃうんですよ。

あるいは説明文を入れますか。コミュニティグループを、用語集ということでもないですしね。どうなんでしょう。

卯月会長　各主体の主な役割というところは、解説をつけるようなところではないと思うんですよ。やっぱり皆さんにわかりやすい形でやらないと、非常に難しくなる。私がこの二つを並べたのは、多分地域には、今までいろんな歴史を踏まえて、既存の組織がありますよね。その既存の組織にも当然これからいろんな意味で新たな役割を持ってほしいし、しかし、それではなく、地域にこれからどんどんまた新しいNPOのような、必ずしもNPOと言わなくてもいいんですけど、要は新しい小さなグループに、どんどん出てきてほしいという気持ちを込めて、言葉は悪いんですけど、既存の組織も重要ですね、新しい何かコミュニティのことを考えるグループも重要ですね、と二つ気持ちとして並べたんです。ですから、その中に、当然NPOがかなり含まれているというふうに思っていますし、それから、詳細に申し上げれば、多分、山下委員ご指摘のように、NPOというものなのか、法人格をとったNPO法人なのか。あるときは、コミュニティグループとして位置づけもできるし、あるときは事業者という位置づけもできるし、結構NPOを取り

上げてどこかに位置づけるのは、違う意味で難しいじゃないですか。だから、本文の中に区民、地域団体、NPO、企業などが連携、協力し、というふうに並べるときには、NPOという表現が、それなりに、すわりがいいのかなと思うんですが。ここに入れるとなると、違う悩みを持ってしまうので、難しいというのが正直なところで、今もって、まだいいアイデアが出ないんですが。

ほかの委員、何かございませんでしょうか。

むしろ、山下委員が、主体の役割のところにもNPOを積極的に位置づけて、もっともってNPOの活性化というのをやりたいという、そういう意思としておっしゃっているんでしょうか。

山下委員 NPOについては、前の区民会議のレベルでもよく出てきた言葉でありますし、そのNPOの力を活用してという動きを持っている、意図的に持っているということもあるんですが、そういう意味で、文章中にせっきくNPOという言葉があるので、各主体の中に、NPOというのはあった方がいいのかなという感じなんです。これは、個人的な意見も含めてです。

成富会長代理 ちょっと提案で、NPOを入れるということは別に問題ないと僕は思うので、それを、特に入れるべきじゃないという根拠はないので、そして、NPOというのが、やっぱり一番、それはさっき、会長が言われたように法人格を持ったNPOだけなのか、あるいはもっと一般的に使われている場合もあります、自ら私たちはNPOだという団体が法人格を持ってなくても、そういう自覚を持ってやってる団体もたくさんありますので、かなり一般化されたかなという気もします。従来の地域だけに限定されない活動をしているNPOもたくさんありますので、これを地域組織ではなく、ちょっと違ったものとして入れるということは僕は賛成なので、もし、ご異議がなければ、ここにプラス加えたらいかがでしょう。コミュニティグループの後に。

安田委員 今の確認なんですが、この「各主体の主な役割」をもう一つ別項目でNPOと入れることでしょうか。ではなくて、であれば、今、並列で並んできている部分で、十分理解できるような気がするんですけども、あえてそれを入れるということが私はよくわからない。例えば、各主体の主な役割の区分、区民とか地域組織とか、事業者、区とかありますね。こういうところではないわけですよ、山下委員がおっしゃっている部分は。そうしたら、こういう文面の中に並列で入っているの。私の理解が不足なのか、ちょっとすみません。

卯月会長　もう一度ご主旨を。

山下委員　要は、「目指すまちの姿」というところの文章の中に、必ずといっていいぐらいに各項目にNPOという言葉が入っています。それから、前回の案の中にもNPO、団体諸活動のグループの名前が入っていました。今回は、修正ということで見ていると、こちらの方でNPOというのがなくなって、なくなったんですが、もともとそのNPOというのは、今までのご説明にあったように、それぞれの団体の目的がありますので、コミュニティ型で動いているところもあれば、事業型で動いているところもあるし、かなり行政と連携したものや、新しい公共公益団体ということで動いている積極的な団体もあるということで、こういうふうに書いてしまうと、どこにも入らなくなっちゃうんですね、逆に言うと。それが悩ましいなと。だから、逆に言うと、全部にNPOが、と関わっちゃうんですよね。それなので、そういう趣旨で書かれないなら書かないでいいとは思いますが、その対応関係的に、NPOという文章がありながら、主体の中でNPOが言葉として抜けている。その経緯をちょっと知りたかったということと、せっかくだから、NPOをどこに書いたらいいかわからないというのが。私も、今までの議論の中と同じなんですけど、表現は難しいなと思ってはいるんですが、これは新しく入れると、また全部入っちゃうんですよね、この説明のいろんなNPOの役割が。だから、書かないなら書かないということでもいいと思うんですが、個人的には、書いた方がいいと思いますけども、入れ方はとても難しいなというのを理解しているので、一応、議論した上で書かないなら書かない、逆に言うとそれを補うような何か表現がどこかに入ってくれば、私としてはありがたいなと思うだけです。

成富会長代理　ちょっと、今、安田委員の方は、でもう一つ区民、地域組織、事業者等々、縦系列でもう一つ増やすという、山下委員もそういう趣旨なのでしょうか。

我々としては、やっぱり地域組織、コミュニティグループ、そこにNPOという文言を入れると。これは、もちろん、機能からいくと事業者的なことをやっているところもあるし、教育研究機関に代表するNPOもあるし、というその内容面から言うと、いろいろあるんですけど、やっぱり活動レベルとして、地域とかコミュニティとか共助とかというレベルをまず考えるという、普通の考え方で、地域組織、コミュニティグループのところにNPOという言葉を入れる。

新宿は、NPOの数は東京で港区か何かに次いで多いのだけど、東京都で認証されているのは確か500ぐらいですか、年々増えていますし、東京が一番多いということもある

し、NPOという主体として、書くのはいいんではないかという気はしますので、この2番目の の中の並列のことのひとつとして入れるということではいかがでしょうか。

別の柱に立てるということは、ちょっと難しいかなと思うのですが。

山下委員 NPOは基本的に、この自治だとか地域の応援をすることで考えるという意味で、一番すわりのいいのが、おっしゃられたように2番目のところでもいい、そういう気はしております。

具体的に正しくいろいろ突き詰めちゃうと、どこにも入らないし、全部にかかってしまうややこしい組織ではあると思っています。私もそれでいいんじゃないかなと。

卯月会長 ただ、ちょっと注意しておかなければいけないのは、先ほど申し上げたように、いろんなものを並列するつもりはありませんので、地区協議会とか町会・自治会、きわめて重要だと思っているんですが、NPO以外のものをもうここに入れると何だかわけがわからなくなってしまいますので、これにて打ち止めというふうにしたいのですが。「地域組織、NPO、コミュニティグループなど」の三つのみでお許しいただけないでしょうか。

鎌田委員 今まで議論されたことは私も十分、理解しているんですけども、基本に立ち返って、ここに今せっかくつくっていただいたコミュニティグループなどというところで包含して、一括して考えれば、もう今おっしゃったように。そうすると、NPOと改めて言ったら、町会だの自治会だの何とかかんとか入っていないと、またそういう議論が出てくると思うんですよ。だから、日本語って非常に難しいところもあれば、いい加減なところもあるので、その「など」というところへもう包含されて、含まれたという考え方で、私はよろしいと思うんですよ。以上です。

卯月会長 ほかにご意見ございますか。小宮委員。

小宮(徳)委員 NPOという言葉がいろんな意味を持っていて、いろんな役割を担うというのもあるんですけど、地域とかコミュニティグループとかというのは、どちらかという、今までの地域という概念で考えられている。NPOというのは、もちろんいろんな方が参加されて、地域の方も参加されていますけれど、目的を持って何かをしようという新しい組織です。ですから、そういう意味合いでは、今までの地域というよりも、テーマという意味合いのことをここでうたっていただければ。これから難しいと思えますけど、新宿区の環境学習情報センターはNPOがきちんと運営されておりますが、いろんな役割がこれから出てくると思います。ですから、きちっと目的を持った地域というエリア



の概念ではなくて、そういうこととしてここに入れればいいんじゃないか。言わば、地域ともう一つ別にNPOというのはあるんだよ。それで、そういうことまで書けないから、NPOと書いてもらえばということです。

卯月会長　入れるということですか。

小宮（徳）委員　はい。

卯月会長　ほかにご意見がなければ、今の小宮委員の意見も踏まえまして、これから、協治とかそれから協働でガバナンスしていくとしたときに、NPOに対する期待も大きいので、私は地域組織、NPO、コミュニティグループを三つ並べたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」、「意義なし」という者あり）

卯月会長　ありがとうございます。

それでは、その他のご意見ございますか。

その他、修正を申し上げた点のその他です。

安田委員。

安田委員　これは、26ページの確認なんですけども、教えていただければと思うんですが、「区民が自治の主体として」という中で、括弧内のまちづくりの基本目標からずっとございますよね。それぞれ矢印が右上がりのところで。これが、この文章としてここに入るという意味でしょうか。それとも、そうでないとすれば、例えば、(2)と(3)の文章がどうも理解できないものですから。この文章が文章になっていない気が、このままだとね。

卯月会長　26ページは、このまま載せるということなんですけども、今のご指摘は左側の文章だと、途中、一部抜粋しているの、文章になっていないということですか。

安田委員　はい、そういうことですね。

卯月会長　わかりました。それは、おっしゃるとおりですね。勘違いしないように、修正いたします。あくまでもここは、何が書いてあるか、どういう構成になっているかという説明だけですので、それ以外のことをお伝えするつもりはありません。

はい、津吹委員。

津吹委員　39ページの(2)の課題のところなんですけども、下線が引っ張ってある、「また、児童・生徒の減少による」という文章なんですけども、沢田委員の方からもご指摘があったように、私は、この文章が入ると、どちらかというと、学校の統廃合を容認する

方向の意見のようにちょっと受け取れてしまって、逆に、我々現場でP T A活動している人間からすると、あまり入れてほしくないかなと。結果やむを得ずの統廃合で、我々も是非ではないんですけども、ここにこう入ってしまうと容認しているように。逆に、基本構想の中では、統廃合を進めていってもいいのではないかという内容を入れてしまったような気がして、できれば、この文章だけは削除していただきたいなど。そのまま、ここで「体制の整備を進める必要があります。教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。」だけでも内容は理解できるのかなという気がします。よろしくお願いいたします。

卯月会長　それは、課題の方だけじゃなくて、下の施策も含めてですか。

津吹委員　そうです。内容的にはそれを削除いただければ助かるな、という気はするんですけども。

沢田委員　要するに、現場ではそういう議論が結構あるということを私も保護者の一人でもありますし、そういうこともありまして、文書でも意見を述べさせていただいたんですね。

ここの審議会の中でも、そういう子どもの数が減っていることの一つの要因としては、ある意味、学校選択制ということも複雑に絡まってきている。そのところの検証がどうなんだという話はかなり出ていたと思うんですね。ただ、そのところで一言も触れられないで、ただ現象面で小規模校が増えているとか、それが、いかにも子どもに悪影響を及ぼしているかのように。でも、大規模校の子どもも小規模校の子どもも、それぞれの学校の特色の良さの中で育っていっていると、私は思うんですね。だから、こういう修正案を出させていただいたんですけども、津吹委員のように、現場でP T Aをやってらっしゃる方からもそういうご意見が出ていますので、ここをもう一度再考していただければと思います。

卯月会長　ほかにご意見ございますか。

沢田委員のご指摘、ごもっともだということで、かつてよりは少し和らげたつもりなんです。いわゆる統廃合を前提としているような表現は、やっぱりまずいだろうと。必ずしもそういった議論をこれまで、審議会の中で議論してきたわけではないので、あくまでも状況を課題としてとらえる認識は必要だろうということで。さまざまな影響を及ぼしている小規模校が増えている、それは影響がありますということと、もう一方で学校施設も老朽化している、この二つの事実をきちっと認めているので、「教育環境の整備、充実」と

いう、新しい個別目標の中の例示が出ているというふうに、少し和らげたつもりなんです。もちろんこれはなくても当然構いません。こんなものは、もう皆の認識だということであれば、削除することも、別にそれほど絶対なけばいけないということではないので、もしちょっと、ほかの方のご意見をいただくとありがたいのですが。

安田委員。

安田委員 私も基本的には、学校の統廃合というのは、あまり好ましい現象ではないと思っております。と言うのは、いつも思い出すのは、母校というのは一つのふるさとなるわけですから、そういうものがなくなっていくというのは、大人になっても寂しいことじゃないかなと。また、その地域の歴史といいましょうか、そういった伝統というか、そういったものもなくなっていく要素になっていくんじゃないかなと思うんです。問題は、コストの問題とか、いろんな少子化の問題も含めて環境が変化しているとはいえ、やはり、できるだけ前向きに、残すという部分の中で、ばんやむを得ないところに、学校の規模や配置の適正化ということの文面を理解しておくべきじゃないかなという気がするんですけども。そうでなければ、私は、基本的には統廃合というものは、反対な部分を持っていますので、できるだけ維持をしていった中で、というのが基本的な考えなものですから、先ほどこういうものの文面からいくと、もっと前の統廃合の部分に結びつきやすいという部分がありやしないかというご指摘だと、私もそのように思っている一人です。

ですから、この部分は、なくてもいいというのが結論です。

卯月会長 山添委員。

山添委員 私は統廃合がいいとか悪いとかいう問題よりも、これは、区民会議で議論して、ここで一つの結論を出すわけですから、両方の意見というのをやっぱり尊重しなければいけないと思いますね。今、これを削るということは、統廃合はいけないということで削るんだと、こういうことになるわけですよ。そうじゃなくて、やっぱりおっしゃったように、時代とともにそういう状況が起きてくるであろうということが、想定されるわけですよ。だから、統廃合を推進するという文章ではどう読んでもないでしょ、これは。状況を書いているだけです。だから、これを削る、削らないという、その理由として統廃合はノーであるということから削るのは、僕は賛成できない。両方やはり意見があると思いますよ。やむを得ず統廃合していかなければならないと、こういうふうに賛成をされる方もいらっしゃるだろう。だから、ここにいる皆さんが全部だめって言っても、そりゃ、区民の中にはそうじゃない人もいらっしゃる。だから、ここは、こういう表現の方が僕は

良いような気がしますね。この表現で僕はいいと思います。

卯月会長　もう少し何人かの方にご意見をお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

おぐら委員　実は私も統廃合を今度はして、自分の母校がなくなる立場なんですけれども、PTAにかかわって、統廃合をやってきました。統廃合がいいか悪いかというより、子どものために何が良いかという問題であって、統廃合をすること云々よりも、子どもにとって良い環境をつくるということからみると、この文章は、これで私もいいと思っております。これによって統廃合が進むという文章ではないと思っておりますので、その辺意見だけ述べさせていただきます。

卯月会長　はい、ありがとうございます。そのほか、意見ございますか。

沢田委員　課題の部分については、確かに児童・生徒が減少して、小規模校が増加していることによって、当然、先生方も相対として数が減るわけですから、そういう意味でも学校運営上大変なことになっているというのは、現実にあるんですね。だから、これは現状は現状だということで、課題の部分の表現は変えていただきましたし、これでいいとしても、ただ、その結論としてこういうふうに書かれると、今までが結局、統廃合ありきみたいな形でどうしても教育委員会が強引なんじゃないかという意見がかなり現場のところでも、私も自分の子どもが行っている学校が統廃合になりましたけれども、そういう状況があったので、そういう危惧を持たれる方が多いんじゃないかと思うんです。ただ、その統廃合を前提、絶対これを上から押付けるということではなくて、区民の皆さんの合意の中で進めていくということをやられていれば、逆に津吹委員みたいな意見は出にくいのかもしないんですけども。そのこのところが何か表現できる、または一方では、ここで問題になっていた選択制の問題ですね、そこは全くどこにも触れられていないんですけども、区民会議の提言書には、その部分が触れられていたんですけども、その表現に全く触れないで、ただこういう表現だと、ちょっと結論的な施策論、結論の部分にはどうなのかなと。課題のところは現状ですから、これはこれで確かに課題としてはあるということなので、そこはいいと思うんですけども、問題は施策のところの表現をどうするかということではないかなと思います。

卯月会長　津吹委員。

津吹委員　おっしゃられるとおりで、私も単純に統廃合が悪いとか、やめろと言っていることではなくて、おぐら委員がおっしゃったように、要は子どもたちに何が環境を整

えれば、一番子どもたちのために良いのか、それが結果、統廃合で、それはいいんではないかなと。それは、ですから、ここの後ろに「教育環境の整備を」ということが書いてありますから、その中でも汲み取れる。あえて、それを生徒の減少による小規模校の増加というものを、それは現状としてあるのは間違いないです、それをあえて、こうクローズアップして、だから環境を変えなければいけないということではない。そういうことではなくて、本当に子どもたちのために何をしたらいいのかを考えるため「教育環境の整備を計画的に進めていく」、それはそこでいいのではないかなという気がします。ですから、あえてその前文の「減少」ですとか、それが前は現状的なことを書いた、それが若干修正はされたものの、「さまざま影響を」というと、えっ、そんなに悪いことなのと、見方によっては、それは当然そう受け取ってもらえない。特に学校の現場にいるお母様方ですとか、PTAからすれば、そんなに問題視されているのというふうに受け取られてもいけないので、逆になくてもいい文言であれば、逆に削除して、環境の整備ということで持っていてもいいのかなという気はしております。

卯月会長 はい、わかりました。

野尻委員。

野尻委員 課題として取り上げる中に、現実としてある問題は、できるだけ明確にきちんと文章として入れるということで、次の課題の解決に向かうのではないかと思います。この2行ですか、これは、削除しないでいいと思います。

卯月会長 ほかにございますか。

川井委員。

川井委員 ここに書いてあることは、私は、決して悪くはないと思います。統廃合を推進する言葉でもないし、全然問題ないと私は思います。

卯月会長 ほかにございますか。

一応、両方のご意見が出たように思います。

野尻委員のご意見に代表されるように、課題というのは、やはり目をつむってはいけないうけであって、目の前にあることをきちっと認めて、その施策の議論をするわけで。ですから、この審議会の中で、統廃合を進めるべきだというようなことは一切書くつもりはありませんが、現在、大きな課題としてあるということをやっぱり触れておきたいと思えます。

そのため、課題のこの3行、2行ちょっとですが、残すことを前提に、もしそれでもと

委員がご指摘されるならば、「さまざまな」というのを取るぐらいしか妥協案としては、ちょっと今私には思いつきません。

さらに、施策の方で、「適性化」という言葉は非常に統廃合とペアで使われるケースも多いので、「適性化」を取る。だけど、規模や配置については、検討することがやむを得ないことなので、それは、統廃合に結びつくかどうかわかりませんが、また別な裁量もあるわけですので、上の課題からは「さまざまな」を取る。下から5行目は、「の適性化」かな、「学校の規模や配置の検討を行うとともに」ということで、「の適性化」というのを取るということで、ちょっと何か妥協で申しわけないですが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

卯月会長 はい、ありがとうございます。

それでは、次のテーマ。高野委員。

高野委員 「さまざまな」は残してもいいんじゃないかと。こっちの「適性化」というのは、かなりちょっとさっきから抵抗があったので、そちらだけでいいんじゃないかと思えます。

卯月会長 津吹委員どうでしょう。ちょっと雰囲気としては「さまざまな」があった方が読みやすいかなと思うんですけど、そんなに多いかと言われると、僕もよくわからないので妥協したんですが。

卯月会長 藤乗委員。

藤乗委員 私も高野さんの意見に賛成です。ここに「影響」とありますけど、これ悪影響とは書いてないので、だから、影響があることは確かだと思うんですね。なので、「さまざま」を残した方が、より具体的な指摘にはなるんじゃないかと思えます。

安田委員 よく行政とか国の施策に対して「適性化」というのは、どちらかというところ、後ろ向きな部分で使うんですよね、この言葉は。「医療費の適性化」というのは大体減額の方に使うんですよ。そういうことをイメージしたものですから。私は、これは、もっとこの文章でもいいけど、前向きな形の中で、この文章を理解してほしいということで、「適性化」というのは、従来から行政なり国の施策というの、大体後ろ向きの言葉として使う言葉なんです、ということを私は理解する。だから、あえて申しました。

卯月会長 津吹委員、どうでしょうかね。「さまざまな」を残してもいいですか。

津吹委員 はい。

卯月会長 本当に、ころころ変わって申しわけありませんが、これだけ議論したということが重要だと思いますので、「さまざまな」は残します。下の「適性化」だけ削除するというので、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは、次のテーマはございますか。ご指摘ございますでしょうか。

野尻委員。

野尻委員 10ページです。

内容ではございませんで、考え方で、黒い の下の段ですね。「この『新宿力』とは、何かを自問するところから」を行替えでお願いします。それだけです。

卯月会長 そうですね。これは、僕も指示したんですけど、ここ直ってないですね。

はい、ありがとうございます。

3ページの方が正しいことで、10ページは、ちょっと直っていないということで、どうも申しわけありません。

ほかにございますか。

はい、沢田委員。

沢田委員 26ページのところに、それぞれ書いてあることは、どういう構成で、どういうイメージになるかと思ったのですけれども、前回初めて出てきました各主体の主な役割のところは、(例示)ということで、それはあくまでも例示なんだということですよ。だから、ここに書いてないからといって、これ以上、行政の役割はないんだとか、そういうことではないということですね。だから、それをまず確認しておかなければいけないと思うんですけども。

私、たくさん意見を出させていただいて、大分、取り入れていただいたこともあるんですけども、それでもなお、ちょっと先ほどからセーフティネットの話とか出てますので、再度申し上げたい部分が出てきましたので、もう一度伺いたいんですが。

セーフティネットの関係でいうと、46ページ辺りからですね、あるんですけども、高齢者の介護とか医療をめくっても、生活保護になれば逆に介護保険の利用料とか、それから医療の方の保険料とか、全部それは、生活保護の方で負担することになりますから、安心できるんですね、逆に言うと生活保護になってしまえば。ですけども、ちょうどその生活保護が受けられない基準上、少しそこよりも収入が超えていると言った場合は、逆にそれが一切受けられないので、そのところですごく大変な人が今たくさん生まれてきて

いると思うんですね。だから、介護保険も今の利用料、負担が非常に重くなっているんで、これが年金だけでまかなえないというような状況も出てきているんですね。それで、多分、この間も第2分科会からの再度のご意見として、その「経済的な理由で必要な介護が受けられないことのないように」というご意見が出ていたと思うんですけども、それが、前回取り入れられてなかったんで、それで、私は、再び意見としてその部分も出したんですけども、またそれも今回は、取り入れていただいているんですけども。その部分が一つどうなのかなど。この文章の中で経済的なところも、例えば介護保険も経済的な支援みたいなことが読み取れる、どこで読み取れるかですね、これを一つまずは確認させていただきたいと思います。

卯月会長　それでは、沢田委員の14-2という意見提出カードがございますので、その4ページになりますか。4ページの上から二つ目の段落というふうに理解して。

沢田委員　そうですね。その辺りからですね。

現在のページ数でいうと、46ページの課題とか、施策というところになると思うんですが、その中にこれを全部すべて取り入れてくれとまでは言わないんですけども、例えば、施策のところでは、今現在でも「サービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます」というふうにはなっているんですが、そこに、「経済的支援」という一言を入れていただければ、十分そこで読み取れるので、細かい施策のその他についても、今のところ記述されてなくても、そういう施策の考え方を持っているということになると思うんですけども。

今の文章では、ちょっと読み取れないと思うんですね。そういう今現状、そういう問題を抱えている人を、どうやって救うんだろうかと考えたときに、ないんですね。ちょっと読み取れる文章が。

次のページでも各主体の役割のところ、区の役割としては、コーディネートだとかそれから相談体制とか、そういうことはあるんですけど、ここで書いてある「セーフティネットの整備」というところで、じゃ、そういう介護保険のそういう経済的な支援ということも含めて、ここで読み取っていいのかどうかですね。そういうことも含まれる表現なのでしょうか、「セーフティネットの整備」というのは。だから、さっきのセーフティネットの議論になっちゃうんですけども。

成富会長代理　ちょっとお答えが難しいですけど、要するに、総合的なサービスが受けられる体制の整備の中にいろんな条件ですね、もちろん経済的なものもあるし、それが



ら実際の家族の状況とか、いろいろな面でサービスが思うように受けられないという、いろいろな問題があると思うんです。その中に、経済的な負担が重いということで、受けられない人を救済するようなしくみとかということは、当然入ってくるんじゃないかなと、僕も解釈しております。ただ、そこで経済的支援という言葉だけを強調するような形で入れられるかどうかの問題だと思えます。つまり、それが経済的支援という、また別途サービスですからね。それは別に入れるための補助的なしくみというのかな、サービスの利用促進のためのしくみの中に入ってくると思うんですけど、これは、障害者の場合も同じだと思います。自立支援法の中で負担が多くなりすぎて、サービスが受けづらくなるという話は、結構今出てきておりますが、それは、だから、じゃ、そういう人たちに経済的支援をするんだというような施策ではないんだろうなということです。ですから、サービスが、制度設計のあり方の問題も出てきますので、法律制度のあり方の問題点もこれから出てくると思うんで、そういった中で、多分議論されていくんじゃないかと思うんですけど、経済的支援という言葉だけを入れることによって、経済的な保証が得られるというふうに理解されるとちょっと違うんじゃないかなということで、この項目はですね。

経済的保証のしくみではありませんので、という僕なんかは理解で、これでいいのかなというふうに思っているわけなんです。

ですから、どう読み取るかというよりは、サービスを受け取るためのいろんな必要な条件整備の一環ということは当然あるし、それは、一時的な救済策みたいなものは、折々出てくると思うんですよね。あまりにもその負担が重いという人のための救済策とかというのは、自治体によって、新宿なんかでもやられている、障害者なんかに関してやられていると思うんですけど。

ちょっとうまく答えられませんが、そういう理解で、こういう表現で。その中で、総合的に記述しているというお答えになっていると思います。

沢田委員　そうすると、今の記述の中でも、十分そういう施策というのが、今後入れられてくる可能性はあると。現在もやっているわけですからね。

成富会長代理　僕はそう解釈しています。

沢田委員　そこに、施策がぶら下がるという想定はしているということですね。そこが確認できれば、最終的には了承します。

成富会長代理　僕の理解です。

沢田委員　人によって違うのでは困りますよ。

卯月会長　これは、これまでの審議会のグループに分かれた中で、どういうふうに議論されているか、これ必ずしもきちっと理解していませんが。でも、進行の問題で言えば、施策の体系、個別目標の中には、最低、「経済的支援」という言葉が盛り込んでいませんよね。議論したかしないかは別にして、今回は盛り込んでないと。それを一応前提にこう書きましたので、それをわかりやすく表現するために課題と施策を文章で言うときに、個別目標の中の体系に載ってないことを新たに加えるというのは、ちょっと今までのルールと違いますか、進め方としては、なかなかしにくい。ですから、さっきの学校の統廃合についてもそうだと思いますが、議論して、ある方向が出ていたのならば、明確に書くべきだと思うけれど、してこなかったわけですので、少し表現を和らげようということと同じように、経済的支援をやっぱりこれからすべきか、してるんですが、拡大するのか縮小するのか何かわかりませんが、それについてそれほど大きな議論をしてないのに、それがまだ不十分であるという表現は、ちょっと課題のところでは、しかねると思うんですね。

沢田委員　そういう言い方で言うと、でも、第2分科会からも区民提言書でも、そういった表現があり、また最後の意見を求めたときも、そういう意見がまた返ってきてるから、再三、分科会としてはそういう意見をお持ちだということは明確だと思うんですね。

その区民会議の提言書を受けて、ここでずっと議論してきたわけだから、当然、私も何回もその経済的な問題は言っているし、それがたまたまこの施策、基本施策、この具体的な内容も、それは例示なんだというふうに言われてきたわけですよ。それで私のみ込んできたんですけども、やっぱりどこかでそれが、そういう分科会の皆さんの、区民の皆さんの思いも含めて、読み取れる、どこで読み取れるのかなってということがわかれば、私も理解するけれども、どうなんでしょうか。

卯月会長　はい、どうぞ。

藤乗委員　この第2分科会で出ましたこの、修正してほしい、という文章なんですけど、確かに、経済的理由とかというふうには書かれているんですけど、その経済的ということだけをクローズアップして議論して出てきたのではないんですよ。何と申しましょうか、理由の一つ、要するに差別というか、経済的というのがちょっと、いろいろ十分に受けられない人たちがいるというところの一つの理由として出てきたのであって、それをだったら経済的支援を、という意味合いだけのものでもないわけなんです。なので、先ほど成富委員のおっしゃられたような感じなんですよ。

成富会長代理　すみません。いろいろ議論はしてきました。してきましたというか、

いろいろな介護サービスに関しては、第2分科会に僕も参加していましたが、いろいろな意見が出てきたし、経済的に苦しい、負担が多すぎてもう受けられないというような、あるいは、保険料が上がるとか、非常に生々しいところからいろいろ話をした中で、ただそれだけじゃなくて、サービスを受けられない理由は、ほかにもさっき言ったとおり、サービス量が不足して受けられない、とかという意見もありましたし、いろいろな面があります。そういったものを総合的に、そういったことをいろいろ考慮して、サービスを整備していくという解釈、先ほど個人的解釈と言ってしまったんで問題があったかもしれませんが、そのことに関して特に異論がなければ、全体の理解があったと受け止められると思いますので、今後だから、そういったことを十分考慮しない施策が出てくれば、またそこで異議申し立てる以外ないわけで、そういった理解で現状の表現でよろしければ、そうさせていただきたいんですけど、何か。

山下委員 制度の狭間とか、その新しい施策の体系といいますか、そういったもの、いろいろなことがもちろんあるということで、今、この課題の表現のところをそういうところで、今、沢田委員の方がおっしゃられたようなことをちょっと補足しておいて、施策のところは、このままでということはどうでしょうか。要は、我々審議会として、そういう認識を持っていて問題だよと言っているところを明示しておけば、とりあえず、具体的な解決、提案といいますか、それが出ないけど、それについて入れられないのかとか、課題をちょっとつけ加えてというのはいかがかなと思うのですが。

成富会長代理 課題に関しても一応、その総合的な基盤の整備ということで、ここにまた今、委員が言ったようなご質問を入れるということでしょうか。経済的困窮というようなことを入れるということですか。

山下委員 経済的困窮だけじゃないんですよね。要は新しい制度が変わって、今の現行の制度として、あるいは改正されるとか、その都度、条件が合わなくなって、その外れてくる人、あるいはちょっとした歪みとか狭間に陥ってだめだとか、手続きが、住民票が取れないんだとかなどを含めて、ちょっとしたはずみで受けられない人がいっぱい出ていると、それをご指摘されているんですね。そういった状態でもセーフティネットを何とか機能するような形を新宿区として対応した方がいいということでおっしゃられていたと、私は理解していますが。

卯月会長 では、課題のところ、その経済的支援という表現ではない別な表現で、どのように入れたらふさわしい議論の終結になるんでしょうか。僕はちょっとまだイメー

ジがつかめないのです。

成富会長代理 制度の狭間とかというと、ちょっと話がさらに複雑になってくると思うんですが、要するに、これいろんな側面があると思うんで、現行の介護保険の制度、施策そのものを評価するということは今ちょっとできませんので。要するに、地域で暮らし続けられる、あるいは施設なんかでも十分なサービスが受けられる体制をつくるということがとにかく目標ですので、それをめぐっての制度の改正だということで、ここであんまり複雑なことは書かないということで、「在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります」。そこでくくっているわけなんです。

あまりその制度の狭間とかという議論ではなかったんですよ。そういうことではなくて、やっぱり、サービス量がまだ足りないとかいうところの指摘はありました。

安田委員 先ほど7ページのところで、セーフティネットの議論をしたときに、行政として本来果たさなければならない社会のセーフティネットやルールづくりという、または多様な主体に対するコーディネート云々、そういう部分がありますよ、ということの中で、私は、そういうものも新たに発生する問題点も含めて、こういった部分で積極的に取り組むという理解をしたわけなんですけども、それではまずいでしょうか。

あくまでも文言がぴしっと入らないと、その点があれば保証されないということなんですか。

沢田委員 私はこの中で読み取れることがそういうことを表現しているんだよということであれば、それでいいと言っているんですけども。ただ、ここで、例えば区の役割としては、サービス供給体制の整備、基盤整備ということを書いているんですけども、サービスということの中に、そのサービスが受けられるようなという経済的な面でのサポートというか、そういうことも含まれるということであればいいんですけども、これだと、そもそも供給量が足りないものは充実していくとか、到底その施設は足りないので、充実する方向に今現在もあるわけですけども、それだけではなく、やっぱりそれがもしサービスがあったとしても経済的な理由で使えない人もいるというのも現実なので、ただ、それも含めてのサービスと言ってるんだったら、私はそれでも構わないということです。

さっきの成富委員のお話ですと、それも含めてというふうなお話で、私は、だから、そういう議論を十分していただいて、そういうふうに取り取るんだということを理解できれば、議事録にも残りますから、区民の皆さんが後で見たときには、そういう議論でこういう表現になっているんだなというのがわかるので。

卯月会長　　ということによろしいですかね。

かなり含蓄の、行間を読むというのがよくわかりませんが、含まれているという解釈でよろしいですか。

じゃ、特段の修正はなし。

山添委員　　今のことと関連して、上の方の施策の基本的な考え方のさっき言った下線の後、生活保護制度のことですね。これちょっとね、文章の順序が逆でないかという気がするんですね。いきなり生活保護制度が入っていますよね。それをセーフティネット、今議論になっているセーフティネットというものが重要なので、どっちかと言ったら、その3行目の「生活に困窮している人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活を送れるよう支援します」。これがメインであって、その一つの例として生活保護制度があるんだ、というふうにもっていった方がいいような気がするんですよ。そうすると、今言ったその介護保険の問題も、この文章で十分とれるんじゃないですか。最低限の生活を保障されますよということですからね、と思うんですがどうでしょう。

卯月会長　　先ほど、この部分修正いたしますと言ったときに、私も実はそう思ったんです。ただ、それですぐに決定していいかどうか、もう一回考えようというふうに思ったんで、今の山添委員のご指摘のように、ちょっとこの順番を変えて、少し表現を変えとらずいふんと印象が変るような気がいたしますので、そのように努力いたします。

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

山添委員　　それじゃ、ついでに。

細かいことなんですけど、51ページの区（行政）のところの各主体の主な役割のところの、こだわるようですが、5行目、ここだけ「障害者」という漢字になっているんですね。「障がいのある人」でいいんじゃないですか。

卯月会長　　すみません。これは、「害」をひらがなに、というふうに全てしたんですが、ミスだと思います。申しわけありません。上から3行目は直っておりますが、5行目は直っておりませんでした。

山添委員　　それと、163ページ、ここには、何とか力、がいっぱい出てくるんですね。一つは「地域力」、それから「新宿型近隣力」、それから一番最初に出てくる「新宿力」。何か「新宿型近隣力」を短くすると「新宿力」じゃないかと、こういう気もするんですよ。

ね。ですから、ちょっとそれがすごくわかりにくい。何か、「近隣力」と「地域力」と何か一緒じゃないかなという気もするんですよね。

いろいろ意味合いがあるんでしょう、僕は頭悪いからそこがわからないんですよ。ちょっとこの辺も一考を要するかな。もうちょっと「近隣力」というものに対して、「地域力」と違うという意味合いの文章をつけられたらどうかなと思うんですが、一緒なら一緒でもいいんですけどね、というのが一つ。

もう時間ないですから、どんどんいきますね。

それから、そのページで下から3行目。これは、ミスですね。「地域で安心して子育てができしくみづくり」になっていますね。「できる」ですね。

それから、その隣の164ページの「期待される効果」の3行目。ここも「住民自治」になっていますね。

それから、ずっと下へいくと、今度は下から6行目、「地域自治のしくみ」。これは違うんですか、意味は。同じなら統一された方がいいんじゃないかなという気がするんですけどね。

以上です。

卯月会長　　ありがとうございました。「近隣力」はちょっと。

成富会長代理　こちらにふられているんで。

山添委員　　それはいい言葉だなと思うんですけどね。

成富会長代理　それと、何とか力、という言葉が、個人的なことを言ってもしょうがないんですけど、あんまり得意じゃなくて、昔から何とか力、とか使われいましたから、福祉力とか教育力とか地域教育力なんかというのは、随分昔にも見ました。これは一つのイメージなので、「新宿力」とか、それから、「地域力」というのはちょっと僕も意味はよくわかりませんというか、僕自身はあまり意味を込めて使ったことはない。「近隣力」という言葉は、やはり今、一番ここに書いてあるとおりなんですけど、やはり、特に都市における個人主義化というか、そういった中で、孤立という現象が非常に目立ってきたということが言えると思うんですよ。そういう認識の上で、と言っても、従来の伝統的な地域社会の近隣ということではなくて、新宿という都市にふさわしい、例えば集合住宅、居住者が6割でしたっけ、そういったことを占めるような新宿の中で、それにふさわしい地域づくりを開花するような、そういうものを目標にしたプロジェクトという意味で「近隣力」という言葉を使いました。「地域力」と同じかと言われると、地域力がよくわからないので

説明できません。

「新宿力」というのは、もうちょっと近隣のものももちろん含みますけど、もっと大きなさまざまな潜在力、新宿の持つ潜在力を活かそうという、もうちょっと次元の違うものであると理解しております。

ですから、ここで言っているのは、まさにシンプルなんですけど、新宿という都市に似合った近隣づきあいを回復させる、ということベースにしているんな地域の支え合いのしくみというものをベースにして、「新宿力」も、ここからでてくるんじゃないかなと。それの一つのプロジェクトという意味でございます。

ちょっとうまく説明できませんが。

山添委員 意味は十分わかるんですよ。

成富会長代理 使いすぎだというご指摘だと。

山添委員 いや、そうじゃないんです。そういう「地域力」と言ってみたり、「近隣力」と言ってみたり、あとは、地域コミュニティという言葉があるわけで、それを確立することが「近隣力」になり、「地域力」になるんじゃないかという気がするんですね。それを二つに分けている意味が僕にはわからないので。

成富会長代理 そうですね。まさにご近所づきあいのイメージで、ここでは「近隣力」という言葉を使っている。プロジェクトの方では、ご近所づきあいの意味で使っております。コミュニティというものももちろん関連してきますけれど、それも一つの要素というもので。一応、これが説明でございます。

山添委員 了解。

卯月会長 ちょっとお待ちください。

先ほど修正で申し上げたポイントがもしなければ、今の山添委員のご指摘も修正としてこちらがお話しした以外の点のご指摘に移りますが、よろしいですか。

沢田委員。

沢田委員 修正したところを先に話した方がいいですか。今回の51ページのところですが、私、このところでは、意見としては取り入れられてはいないんですけども、区の役割として、「良質な住宅供給の誘導」というのがあるんですけども、それだと、事業者とか民間の建てる住宅なんか、供給されるものを区が誘導するだけに読めるんですけども、そうではなくて、「良質な住宅供給と誘導」というふうにしていただきたいという意見だったんですが、それとあわせて、「住宅施策の充実」ということも入れていただきたいと

いうことだったんですけれども、それは取り入れられていないんですね。

住宅施策もいろいろあるんですけども、セーフティネットとしても、公共住宅というのは非常に大きな役割を果たしているという話も以前から出てましたので、それは、一つ大きなくくりで、「住宅施策の充実」ということにしていただければ、そういう誘導も含めてすべてひっくるめての表現になるんじゃないかなというふうに思いましたので、そういうふうに、そのところ、「良質な住宅供給の誘導」ではなくて、「住宅施策の充実」ということにしていただけないでしょうか。

これだと、区は、誘導、民間の誘導はするんだけども、ほかのこととかは何も、この住宅施策的にはないように見えてしまいますね。

安田委員 あのとときに、Aグループ、Bグループで分かれて議論したと思うんですが、そのときに、質という部分が全面にこれから必要だろうということで議論されたことがあるんです。あれは、どっちだったか私も記憶がありませんけども、私、入っていたときに、そういう質という部分も含めて表現したらというふうになって、多分これでここに入ってきたんじゃないかなと、私の記憶違いなら教えていただきたい。そういう議論はされていたんです。

古沢委員 関連して。

施策の体系の中に、良質な住宅供給の問題以外にも例えば - 2 - 「住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上」、こういったようなこともありますので、もう少し広くくくりで、沢田委員のおっしゃったような、「住宅施策の充実」、そういうくりにしていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思いますが。

卯月会長 それもあるんですが、区の役割が、「住宅施策の充実」でいいですか。

成富会長代理 発想がちょっと違ってきます。そこで施策を語るつもりはなかったところなんですよ、役割というところは。だから、例示ということで明確にしたんですけども、ここでは、確かに公共住宅とか、どうなのかという議論は出てくる、ここだけで議論しようと思えばですね。それは、だけど、上の方でセーフティネット機能の向上とかというような、その中に、さっきと同じですけど、含まれるように解釈するとして、ここでは役割のあり方として、事業者が住宅を供給する、区民は自ら住まいづくりに励むのか、いそしむのか、よくわかりませんが、事業者は供給し、それを区が誘導する役割のあり方を示して、例示として示しているだけなんです。ですから、「住宅施策の充実」とはというのは、役割というのは非常に漠然としてしまいますので、例示ではないと思いますので、



住宅施策を立てる以上、それは当然のことですので、そこがうまく表現できてないというか、例示としてあくまで示したということの限界なんですけれど。役割のところ、施策の内容まで全部盛り込むというのは、ちょっと無理があるので、それはあくまで基本施策のところ、そこでの議論、基本施策において議論するというので、そういうふうにならなくて、ちょっと解釈していかないと、全部これを視点に持ってこようとすると、絶対無理なので。1個ずつ基本施策で書かなければいけません。

沢田委員　　今、おっしゃったように、そうすると、住宅を供給するのはあくまで事業者の仕事ということで、区の役割としては、その誘導だということにおっしゃっているように聞こえるんですけど、そうじゃないですね。

成富会長代理　役割のあり方として。公共住宅に関して、ここで述べているわけではないんです。それをイメージしてないから、こういう書き方になったと思います。

じゃ、公共住宅はどうするんだということを、役割のところ、議論しだすと、そうすると結局、基本施策一個ずつについて役割を明示していくことになると思うんですね。そうしないと、ちょっと無理。総括的に表現はできませんので。

沢田委員　　ただ、公共住宅というのは、行政にしかできない役割で、大変重要な役割だと思うので、そして、そこも含めて表現できることとして、区の「住宅政策の充実」と言ったんですが、漠然としているんじゃないかと思ったら、むしろ「公共住宅の充実」というふうにやっていただいてもいいんですが、そこは、行政にしかできない重要な役割を担っていると思うんですね。これは事業者にはできませんからね。

卯月会長　　沢田委員のご指摘は二つありますよね。「良質の住宅供給と誘導」、それから「住宅施策の充実」。最初は二つ入れたらどうかというご指摘ですよ。違うんですか。

沢田委員　　そうです。

卯月会長　　それが、今は、「住宅施策の充実」と一つでもよろしいということですか。

沢田委員　　二つ入れていただけないのであれば、「住宅施策の充実」ということで、全部を、だから漠然としていると言われちゃうんですけど、含められるんじゃないでしょうか、という新たな提案をしたんです。

卯月会長　　これは、私の印象ですと、良質な住宅供給を区がこれからも続けることは、もう大前提だと思いますが、よりもっと民間の住宅に対するきめの細かい誘導は、もっともっとさらに進めなければいけないという認識が、これは僕はあるんですね。ですから、むしろ誘導という言葉が入っていたと思うんですけど、ただ、誘導しかないのかと言われ

ば、供給も当然あると。供給、誘導というふうに並列でやると、誘導の方が少し弱くなるなという、それが僕の印象ですが。

ということがあるので、じゃ、「住宅施策の充実」と書き直せというと、何か、それをするとだんだんホワツとなっちゃって曖昧模糊としちゃうな、という悩みが今あるんですけどもね。

大友委員。

大友委員 今、住宅も人口減少社会になって、すごく住宅も総数というのは、余っている状態なのではないかなと思いますね。

要は、新宿区に多くの公営住宅があるというものを、もっと引っ張ってきてということでは、逆に過疎化している市町村なんか逆に悪影響を起こしちゃうし、そうではなくて、新宿区自体も本当にワンルームみたいなマンションがたくさんあるかもしれないから、そういうものを家族型のマンション等にしていったり、それから災害に強いまちづくりも、住宅施策のためにこういう供給という形だったのではないかなと思うんで、それもあるのかなと。

私の意見です。

卯月会長 世継委員。

世継委員 実は、A、Bに分かれて論議しましたときに、私は、良質な住宅とはどういう住宅ですかと、こういう質問を投げかけてございます。そのときは、まだ住宅に関しては、それほど突っ込んだ協議をされてないということで、一例としまして、例えば、広い家とか、狭い家、こういう委員のお言葉があったんですが、良質の住宅という意味合いは、非常に凡人の私にははっきりとわからないと。良質というと、ピンからキリまでありますね。広いのが良質なのか、それともそれよりも環境の至上なところが良質なのか、こら辺の色分けが私には現に理解ができなかったということで、質問をしたわけでございます。

今お聞きしていると、高級マンションとかワンルームマンションとか、いろいろありますけれども、その人によっては、ワンルームマンションであっても良質な住宅になり、高級マンションでもやはり良質な住宅になっている。こういう意味合いから、先般ちょっと投げかけていたわけです。

以上でございます。

卯月会長 ほかにございますか。

今の世継委員のご指摘を思い出しています。

量だけではありませんが、ある程度の国が定めた基準を満たしていないものもまだまだあるわけですので、量を含めた質だというふうにお答えしたと思うんです。

ここではさっきの、ちょっと繰り返しになりますが、事業者がより良質なものをつくって供給してほしい、それをうまい形で区は誘導してほしいという、今までの区が自ら供給しているのをやめるとか、やめないとか、そういうことの議論じゃなくて、特にこれからこういうことを主な役割として、してほしいというふうに書いて「誘導」となっているわけですので、これはこれで一つ意味があると思うんです。ただ、ここに沢田委員のご指摘のように、これからの公共住宅、あるいは公営住宅の施策が、家賃補助などを含めて、ないと、書かれてないということで、何かご指摘をするのであれば、何かつけ加えることはやぶさかではありませんが、「住宅施策の充実」だけではあまりに全部ひっくるめちゃったような言葉なので、並びが悪いのではないかという印象がございます。

実際には、49ページの施策の基本的考え方のところ「既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います」というふうに書かれていますので、全く記述がないわけではないと理解しています。

施策の体系で申し上げれば、 - 2 - の二つ目の例示ですか、「住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上」というのは、その辺にかなり定義が絞られているのかもしれませんが、「高齢者などの住まいの安定確保」というのも、当然そういったことになっていますので、これをふさわしい表現の例示があれば入れても。

はい、沢田委員。

沢田委員 最終的には、ここには「良質な住宅供給の誘導」とあって、この誘導をどうしても必要だというお話なので、それが薄まらないようにということなので、「誘導と供給」と入れたらいいんじゃないでしょうか。

卯月会長 良質な住宅供給の供給なのか、従来型の公営公共住宅の供給でいいのか、ここでは、先ほどの世継委員の話のように、今までと違う、より良質な住宅を誘導したいということをおっしゃっていることは事実だと思うんですね。ですから、そこに供給と入れちゃうと、何かずれが起きませんか。

だから、区が行う公共住宅もこれから良質にしていこうということであれば、またそれはそれで並列でもいいかもしれませんが、なかなか公営住宅で良質と、もちろん言ってもいいんですが、制限があるからね。難しいですね。

沢田委員　でも今も借上型の中には、かなり、一般の民間のマンションを借り上げて、それを貸すというのは、かなり良質な住宅供給だと思って、区立住宅というか区民住宅というか、は供給しているとは思うんですよね。

卯月会長　三田委員。

三田委員　例えばですが、 - 2 - のところに、「安定した居住を確保できるしくみづくり」とありますので、この区の役割の「良質な住宅供給」の前に、「住宅の安定確保」というのを入れたらいかがでしょうか。そこに公共住宅の供給というのを含めてですね、「住宅の安定確保と良質な住宅供給の誘導」というのは、ちょっとまずいでしょうか。

卯月会長　ちょっともう一度お願いします。

三田委員　要するに、51ページの一番上の区（行政）の役割のところですが、その2行目ですよ、「良質な住宅供給の誘導」というところだけではなくて、住宅供給、公共住宅のことも含めて言うとしたら、「住宅の安定確保」というのも前段に入れたらいかがでしょうか、という提案なんですよ。

古沢委員　- 2 - をごく縮めまして、「安定した居住を確保するしくみづくり」とは、どうでしょうか。

成富会長代理　施策をこのまま入れても、なくてもいいわけなんですよね。要するに区が何をするか、あくまで例示として、公共住宅の場合、例えば借り上げとかいろんな具体的な、直接つくらなくてもいろんな方法があるというような対応が、施策の考え方の方で、多少そういうニュアンスで書いてあったり。ですから、ここはあくまで、役割のあり方がどういう役割分担なのか、役割分担だと思いますので、それに即した事例、事例的に示せるものが一番いいと思います、役割分担をですね。それぞれが何をすべきかということもここで語ろうとしてないということを確認しないと、結局もう一回繰り返して、基本施策のことをそのまま書いてもあまり意味がないんじゃないかと。

卯月会長　わかりました。

じゃ、こうしましょう。

49ページの下から8行目、ここが公共住宅、公営住宅についての記述だと思います。「既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います」。これは、区が行うことが中心になるので、新たに、区の役割のところ、「多様な住宅の供給」というのを入れる。多様というのは、わかんないと言っちゃわかんないんですけど、でも、多様なんだから、これからその多様のあり方を議論する。

成富会長代理 多様な方法ではないのですか。

卯月会長 大きさとか、公共なのか公営なのか民間なのかとか、第3分科会でも出てましたよね。そのいろんな多様な人たちが、一人住まいなのか二人住まいなのかファミリーとか、いろんな人たちの。それを誘導する側面もあるし、公営・公共住宅の中でも供給していこうというのが、僕は第3分科会でもあったと思うので。ちょっと違いますか、これは。

沢田委員 結構です。

卯月会長 ここに書いてあるわけだから。

沢田委員 だから、区自身が供給するというのを。

卯月会長 供給というのは区の役割で、供給となりを自らやるわけで。

沢田委員 だから結構です。この「多様な住宅の供給」ということで、そのまま含まれるということ。

卯月会長 だから、それには、いろんな方法もあるし、デザインも含めていろんな「多様」があるんですよ。公共住宅を活用したり事業者と連携して供給したりと、その方法も多様なんですけど。

沢田委員 だから、いいです。

卯月会長 じゃ、もうこの辺で終わりにさせてください。では、一つ加えるということ、よろしくをお願いします。

さて、安田委員。

安田委員 訂正文以外でよろしいですね。

卯月会長 結構です。

安田委員 45ページの各主体の主な役割の例示なんですけれども、先ほど区のところ、「地域医療体制の充実」という文言があるかと思うんですけれども、確かに今まで医療体制に対する議論というのは、私は、そう多くなかったと思うんですよね。抜けていたというのが、私の印象の一つなんですけど、その中で、緊急時の医療体制の議論は多少されたんですよ、多分、今までのこの場を含めて。その中で、一次医療体制の充実という中では、もう既に地域医療計画というものが立てられていると思うんですけれども、その中で議論された一次医療、二次医療、三次医療というものがもうほぼ確立しているんですけれども、ここで議論されなかった保健所という部分が今後の地域医療の中核にしていくんだという方向があったんですけども、この議論は、一つもここではなされてなかったよう

な気がするんです。あえて言えば、区の医療体制の充実の中の含み合いとして、保健所という部分、これからの地域医療の中核であるという位置づけがあったはずなんで、そんな表現をどこかに、「地域医療体制の充実」だけじゃなくて、保健所という部分を少しクローズアップしていただければなと思ひまして。それが1点と。

もう1点は、62ページなんですけど、(4)の区民の役割のところですが、「自転車を放置しない意識の向上」という前でも後でもいいんですが、昨今は自転車を運転するマナーなりルールの違反というのが必要に関係するんですよ、現実に乗ってみても。ですから、ここをもう少しクローズアップして、何か文言でも加えていただければなと。放置自転車という部分は、よくこっちにも出てくるんですが、運転者側のルール違反、マナー違反というのが、最近ひどいんですよ。ですから、この部分の文言をルールの重視とか、そういう部分も含めて、区民の役割の中に入れていただければと思います。

以上です。

卯月会長　自転車の方は、放置しないだけでなく、いろんなルール、マナーに関して、ちょっと表現を工夫させてください。

それから、保健所の方はどうでしょう。

成富会長代理　保健所の機能についてあまりというか、ほとんど区民会議の方でもそれから審議会の方でも、保健医療についてもそうなんですけど、十分議論されてきませんでした。当然、これは、行政という立場から言えば、そういった機関が今後どういう役割をしていくかということは、きっとすごく重要になってくると思いますので、これは、答申ですので、基本計画段階では、当然考慮されると思いますが、今の段階で、保健所について言葉だけあえて入れるということは、ちょっとどうかなという気もするので、保健センターの位置づけとか、それを踏まえた上でないと、責任持って入れられないので、一応、そういったことも込みで、「地域医療体制の充実」という、これは、検診とかに絡むことが多いと思いますので、そういう理解をしていきたいと思いますが、いかがでしょう。

安田委員　保健所の中核という意味づけなんですけども、これは、従来やってきた、今やっています予防接種とか、そういう部分だけじゃなくて、医療体制のコントローラーとしての位置づけを、確か方針を出したはずなんですけども、それが、途中から修正されたのかどうか、私はわかりませんが、もし、修正されたなら、またそれはそれで。

成富会長代理　その辺は、非常に医療にかかわらず個別計画との関連、地域医療計画ですか、それが今回十分に検討できないまま、最終的には、個別計画、関連計画は、表示

はされるんですけど、内容的な連関がここでは議論できていません。それは、非常に課題として残ってしまったんですけども、これは、行政の計画をつくる際に十分整合性のある、方針が変わったという話は聞いてませんので、整合性のある計画にさせていただければということ要望していきたいと思います。

安田委員 わかりました。

卯月会長 ほかに。鎌田委員、どうぞ。

鎌田委員 いろいろ読ませていただいたんですが、ちょっと簡単に直していただけるんじゃないかな、というようなところから先にいきたいと思うんですけど。審議会の都計審の方でやられたのかもしれませんが、一つは、90ページを見ていただきたい。この四角で囲ってある枠の中に、「都市施設の安全性の向上」とある中の「ライフライン」の中に、「電気・ガス・水道等の」とありましたのが、「等」があるからいいと思うんですけども、水道のところを、「上下水道」と入れてもらいたいと思います。一般的にはそういうふうによく言っています。

それから、もう一つ下の方の四角の枠の中に、「公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽」と、こうあるんですが、私はかつて現役時代に水道局と仕事をしたときに、耐震給水層とか、耐震貯水槽とかというような工事をいろいろしましたが、この「性」という言葉はどういうことなんですか、これは要らないと思いますよ。「耐震貯水槽」と単純に言った方が明解じゃないですか。耐震性なんていう言葉は、僕は要らないと思います。もし、ここに字を入れると、どうしても入れたいのならば、「耐震型貯水槽」とするのが、僕は適当だと思うんですよ。

卯月会長 はい。

鎌田委員 それからもう1点。今度は、96ページ、このところにまた四角の枠に囲ってあります。ほかのところにもいろいろ出てきますけれども、「水辺空間の充実」のところ、「玉川上水や神田川沿岸」とある。ここに、区内にある大事な二つしかない妙正寺川というのが抜けているんじゃないかなと、こう思うんですよ。ぜひそれを入れていただきたい。

それから、もう一つは、その四角の下の方の部分の「大規模な敷地のみどりやオープンスペースを地区に開放するみどりとしての整備・活用します」と。ちょっとこの辺の文章が、しっかりこないというのが1点です。

それから、すみません、幾つもあって。前の方へ戻っていただきまして、もう1点、一

番最初の1ページのところなんですけど、この上から4行を除いて、「しかし、我が国は今、急速に進む少子高齢化により人口減少が始まるという」、ここのところなんですけれども、今の減少は確かにもう既に少子化、高齢化という時代に入ってきていると思うんですけれども、あらゆるところで、少子高齢化というのを一緒にして、これを語るんですよね。少子化が人口減少の一つの原因になっているけれども、高齢化は、人口減少の原因にはなっていないと思うんですよ。その辺がいかがなんでしょうか。この辺は区分けして、はっきりした方がよろしいと、僕は思うんですよ。例えば、区からいただいているこの資料、グラフを見ますと、確かに、5歳、10歳以下0歳までの人間が、人口が今非常に少なくなって、少子化、うめるのは高齢化でどんどん伸びてますから、この辺が現に人口が減少するということは、僕はないと思うんですよ。だから、これを「少子高齢化により人口減少」というこの文章は、僕は間違いだと思うんですよ。

少子化とか高齢化という現象は、現在は、相まって一緒にいろいろ語られているんですけれども、たまたまいろいろなところで少子高齢化と簡単に言われるんですけれども、少子高齢化によって人口が減少しているというのは、僕は正確に言えば、そうじゃないと思うんですよ。その辺を何とかお考え、この文言を訂正していただきたいと、そういうことが1点。

それから、もう1点は、どこかに、「潤い」という言葉が出てきてたんですが、6ページの基本目標の最初のところの下の方に「やすらぎと潤いのあるまちを目指します」と、こう書いてあるんですけど、私ももう10年以上前からまちづくりについていろんな本を買ったり、いろんな勉強会をさせてもらったんですけども、この「やすらぎ」とか「潤い」とかいうのは並列的には考えられないんですけども、非常に私は好きな言葉です。例えば、ここに昔、当時の建設省の指導で出した「うるおいのあるまちづくり」というこういうタイトルで、この中にいろんなまちづくりの手法なり行政の手法なり、いろんなことが書いてあるんですけども、私は非常に「うるおい」という言葉が好きなものですから、漢字である「潤い」というのを是非ひらがなにさせていただきたい。本文の中にもずっと見てみますと、確か、もう1カ所か2カ所、「潤い」という言葉、この今回の資料の中にはあんまりないんですけども、ぜひ、ひらがなに直していただきたい。そういうふうな要望したいと思います。

幾つか言いましたけど、以上です。

卯月会長　　都市マスタープランにかかわる件は、都市計画審議会の方にお伝えしたい



と思います。それ以外の点については、ちょっと検討いたしますが。

成富会長代理 先ほど少子高齢化、1ページですね。少子高齢化が原因で人口が減り、と読み取れるというご指摘です。確かに、少子高齢化というのは、社会の状態を表している言葉だと思いますので、少子化だから即人口減少ということに必ずしもならないわけです。それは統計上の問題で、人口減少、数の問題ですから、むしろ並列の文章にすべきだったのかな、とご指摘を聞いて思いました。

「少子高齢化社会が進み、人口減少が始まる」とか、「に伴い」という言い方もちょっと原因を推測させるので、「少子高齢化が進み、人口減少が始まる」というような、少子高齢化が原因で人口減少が始まるというふうに読めるので、というご指摘ですよね。原因と結果の関係ではないんじゃないかという。

僕も何かそんな感じには聞いていて思ったので、ちょっと表現を工夫するような検討をしていきたいと思います。

よく考えて、もう一回改めてよく考えてみないとまた問題が出るといけませんので、もう一回考えてみたいということです。

事務局 健康部長です。少子高齢化とその人口のことなんですが、人口減少の原因は必ずしも少子化だけではございません。高齢化が進むことによって、要するに人口の減少というのは、出生数と死亡数の相対の関係ですので、高齢化が進めば、高齢者が増えて、死亡数も増えます、ということが原因の一つにございますので、出生と死亡数の相関関係ですから、少子化だけが人口減少の原因ではない。その辺をお含みの上でのこの表現をご検討いただけた方がよろしいかと思います。

成富会長代理 少子高齢化だからイコール人口減少ということではないということなので、そのニュアンスが誤解される可能性もあるということは、今のご指摘を踏まえて、ちょっと検討させてください。

古沢委員 それでは、39ページと40ページ。特に40ページをお開きください。

ここは、学校教育に関する問題なんですが、現在の基本構想では、非常に国際化の時代に対応するという言葉が、非常にたくさんあちこちに出ていたんですが、今回の区民会議の提言書なんかは、国際化ということが当たり前のような感じがして、それから先のことをいろいろ提言された、そんな印象があるんですが。また、国際理解教育の問題があると思いますが、国際理解教育の推進という項目をどこかに入れていただけないか。というのはですね、国際化が当たり前のような感じになっておりますが、世界の情勢なんか見てま

すと、非常に国際化さらにグローバル化、ところが、それがいろいろ交流を深めてきたというような事情もあって、世界の国々は、自分の国のエゴを主張し合うような、そういう状況に今なりつつある。それから、日本という国は、昔から島国、特にこの国際化ということ強く意識して、これからもいかなきゃならない。そういうことがあって、世界の平和の問題の一番基礎が小さいときからの教育でございますから、「国際理解教育の推進」ということを。私がちょっと案として考えるのは、40ページの - 3 - のところの具体的内容の例示の3番目ぐらいに入れていただくのがいいのかなと思います。

それに対応して、39ページ、施策と課題、ごく簡単でよろしいんで、例えば、一案として申し上げますと、課題でしたら、課題のところの3行目の「創造力」の後ろ辺りに、国際感覚、言葉がちょっとすぐに思い浮かびませんが、そんなようなことをちょっと挿入していただきたい。

それから、施策のところでは、「施策の基本的考え方」の3行目の真ん中辺りに、「国際性豊かな人間を育てる国際理解教育を推進していきます」、こんなような文章を入れていただけたらいいんじゃないかと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

卯月会長 検討いたしますが、個別目標の基本施策の例示は、今までの流れからいきますと、一応これで仕切っておりますので、もし入れるとなれば、課題、施策の中でうまく収まる場所があれば入れるように少し検討させてください。

ほかにございますか。

じゃ、時間もそろそろですので、その3人の方、お願いいたします。

安田委員 事前に送付されました都計審のペーパーがあるんですけども、この中で、2月7日に行われたんだと思うんですが、都市計画審議会の中で、答申の、まちづくり方針に対する都市計画審議会からの主な意見という項目で1、2と大きく分かれてますが、2のところの地区別まちづくり方針について、という中で、こっちの下の方なんです、「各地区の将来像の表現を整理し、より統一した表現にしてはどうか」、こういうことの文言があるわけですが、もしよろしければ、統一した表現というのは、具体的にはどんなものなのか、私にはわからないので、教えていただきたいのと、もう一つ、あまり統一をすると、各10地区の特性というものが損なわれない程度の統一をお願いできればと思っているんです。ただ、中身がわからないので、ちょっとこの辺は説明をしていただきたいなと思っています。

卯月会長 ちょっと時間もないので、最初にご質問を全部出していただいてから、後

で回答できるところは、都市計画部の方からしていただきたいと思います。

野尻委員、どうぞ。

野尻委員 129ページをご覧ください。若松地区まちづくり方針なんですが、その中で、まちづくりのソフト施策が若松地区において抜けているんですね。各地区すべてソフト施策が入っておりますが、若松だけ入っていないということで、これは、さみしいというよりも大問題でございますので、こちらの方でつくってまいりましたので、よろしければ、時間があればですけど、皆様に一度お聞きいただくということも一つであろうかと思うんですね。

卯月会長 それも含めて、後でちょっと答えてみたいと。

山下委員。

山下委員 117ページ筆筈地区のまちづくり方針の なんですが、「地区のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。」というこの文言なんですけども、実は、これを見ていただきますと、この言葉に該当するものはないはずですよ。というのは、私も筆筈地区協議会のこの議論をしていたメンバーそのものですので、あえて申し上げますけれども、はっきり言って、早稲田通りの神楽坂6丁目から矢来町の方へ抜ける、あの道路の問題が一番大きい問題で、それで、商店会がですね、あれを広げるとかなりダメージを受けるだろうということで、地域の核として重要な6丁目側の商店会というものが今後の行方、設定を非常に心配しているというので、ただ、都道、都市計画の一応計画の路線ではあって、それについて、一応地域とちゃんと調整を図っていただきたい、というのが本来の趣旨なんですね。ですから、これは、都市計画道路の見直しも含めた地域との計画のあり方について議論する、というのを書いてあるはずですよ。それが大久保通りの拡幅の話になっていますね。必ずも地域は、そういう意味で、地域の事情等があって、この都市計画道路についてすべてウエルカムというわけではないということ、あえてこの中で言っていたので、それと逆の表現をされているというのは非常に疑問な点があって、その点で見ると、全部もう一回この文言を見直さなければいけないのかというぐらいの、ちょっと心配事に拡大しそうな感じなんですね。

ですから、もう一度ちゃんと、この趣旨を見ていただかないといけないなと思います。

それを主張したいです。

卯月会長 高野委員。

高野委員 時間がないので、たくさん言うのは我慢します。

2点だけあります。

四谷の方なんで、112ページのまちづくり方針の(1)の のところの2行目の文、「『歩きたくなるまち新宿』を実現していきます」という言葉は一つも書いてないので、この中では、いろんなその景観とか、創出しながら、まちづくりのルールづくりをしていこうという目的で書かれた内容なんで、これはどうなんですか。変えてもらいたいということなんです。

それから、もう一つ、(2)の地区のまちづくり方針の(1)の の部分の「四谷地区の拠点の整備を進めています」の「整備」というのは、都市部に役立つようなものを整えるということであって、ここで自分たちが形成していくということで、一つずつまとまったものにつくり上げていこうよ、というのが一つのねらいで、この「拠点」という部分を前のコンサルで「拠点」と書いて出してしまったから、このままになっているんですけど、本当は、ランドマークという形での表現のしかたということで、いわゆるシンボルタワーという形での表現をしたと。「シンボルタワーの形成をする」というふうなに、どうしてもこの部分は変えてもらいたいというのが2点です。

よろしくをお願いします。

卯月会長 図らずも、すべて都市マスの方のご意見なので、これに詳細に答えているとまた時間が超過してしまうので、答えられる範囲と、あとここでは答えられないものは、別途ちゃんと答えるというお約束をしていただいて、そう思いますので、でも、せっかく担当の方もいらっしゃるの、今のことにに関して。

事務局 まちづくり計画担当副参事です。都市マスタープランの、特に地区別の方針に対して、今四つぐらいお話しいただいたと思います。

一つ目が、各地区の将来像について、統一的な言い方にするというのが意見としてあったということで、それについてはどういうふうに考えるかと、より統一した表現にするかどうかということで、地区によっては、空白の、何々のまち何々というところの間に、点があったり、空白になっていたりと、そういった部分がありました。そうした部分について点にするのか空白にするのか、内容の話というより表現のしかたですね。そういったものは調整したいなと思っています。

それから、あと、柏木地区ですけれども、柏木地区と大久保地区のところで、副題がついているんですけども、それは、波線で表現をしているということで、その波線の表現がちょっとわかりにくいかもしれないということで、それについては、もう少し横にダッシュ

というんですか、ハイフンみたいな形にしたいなというふうに考えています。

そういった形で、少し中身を変えるという形ではなくて、体裁を整えるという形を少しとっていききたいなと思っています。

それから、新宿駅周辺地区の将来像について、日本語としてこれは難しいですけど、広辞苑なんかで見ますと、新宿駅周辺地区の将来像が「人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環のまち」という表現になっていますけれども、その「人を魅せる」という表現が、日本語としてちょっとどうなのかという意見もありまして、そこが、ちょっと辞書を引くと、「人を魅せる」ということがあり、ですから、地区の分科会の方ともここについてはお話をしたんですけども、ただ、これについては、辞書の表現というよりも、より広い表現でこう書いているということなので、そういった部分では、ちょっとここについては少し今のところ、この将来像を活かしていきたいというふうには考えています。

ただ、日本語的な表現としてはいかがなものかと、ちょっと検討をしたのがあります。それから、以上が将来像についてです。

それから2点目が、若松地区について、ソフトの表現がないということなんですけど、これは、実は、地区のまちづくりの意見書をもとにつくっているわけですけども、地区の意見書をまとめた中で、全部まとまりましたので、結果的にソフト部分がなくなってしまったんですけど、特に、初めからないということではなくて、あくまでも都市マスタープランは、どちらかというハードのまちづくりという形で、当初から都市マスタープランとして検討してましたので、若松地区のまちづくり方針は都市マスタープランの方針としては一番まとまっているのかなと。ただ、ほかの地区については、どうしても都市マスには表現できない部分を逆に括弧内の表現として、基本計画の部分ですけども、今回は、切り離せない部分としてありますので、ということで表現をした結果というふうにご理解をいただければと思います。

それから、3点目が、笹笥地区の道路整備の方針です。ここについては、非常にご意見をいただいた点は重々承知しております。ただ、都市マスタープランは、あくまでも東京都の定める整備、開発及び保全の方針にのっとって定めなければいけないという方針になっています。ですから、現在のところ、いかに都市計画道路をすぐに見直すという形は現実的にはなかなか書けないという形があります。

そういった中で、区として、今できる最大限の表現として、地区の人と十分話し合って、地区の人と意見交換を行うということで、そうした中で地区のニーズ、こういったものを

踏まえながらの道路整備、都市計画道路の整備というのはあるのではないかと、というふうに位置づけをしました。

それから、あとのお話をされて、それが大久保通りと限定されているということだったんですけど、これは大久保通りだけじゃなくて、大久保通り等ということで当然、補助74号線、神楽坂6丁目の早稲田通りも入っているという形になっております。

それから、の部分で、「未整備の都市計画道路内敷地の暫定的な利用の検討を進めます」ということで、これは第3期整備路線になっていないという路線でもあります。それと、保全については、その暫定的な利用がいろいろなものが考えられるだろうということで、その検討というものを位置づけております。

それから、次の4点目が四谷なんですけれども、すみません、四谷の中で2点ご意見があって。2点目がシンボルタワー、「拠点整備」ということではなくて「シンボルタワー整備」ではないかということだったんですけれども、それにつきましては、あくまでシンボルタワーというのは、今現在の四谷駅前の再開発の検討の中で、そういった計画も出てはおりますけれども、それは決まった、地区の方の合意が得られたものではありませんので、そういった具体的な表現、シンボルタワーという表現は現在のところはできないということで、やはり、「拠点整備」という、より抽象度の高いものに変えさせていただいたという形になっております。

それから、あともう一つの質問がちょっとよく聞こえなかったので、教えていただければ。

高野委員 最初の質問は、112ページの3の(1)の部分で、「『歩きたくなるまち新宿』を実現していきます」ということではなくて、このまちづくりというか、こういういろんな景観等を尊重しながらそういう、まちづくりのルールづくりをしようというところがねらいで書いたわけです。それと、さっきご質問のあったシンボルタワー、拠点なり「整備」という言葉と、それと「形成」という言葉があると思うんですけど、「整備」ということになると、我々は今、四谷地区の駅前周辺のことだけを言っているんじゃないで、全体の、その拠点というシンボルタワーというのは駅だけじゃない、いろんなところのシンボルをつくっていくという考え方を持っているという広い意味で考えるには、今、固定概念的なちょっと決めつけた形で考えていただかない方がいいんじゃないかなという気がしてます。

事務局 まちづくり計画担当副参事です。「整備」については、「形成」ということで

すか、より広い形ということであれば、それは少し検討させてください。

それから、「歩きたくなるまち新宿」については、これが言葉として、ここにつきましては、112ページの3まちづくりの方針の(1)「都市の骨格に関するまちづくり方針」の部分ということですよ。これにつきましては、実は、ここの四谷地区のまちづくり方針ということではなくて、新宿区全体の中の都市構造といわれている部分、そういったものがこの四谷地区において、こういった形で現れているのか、そういったものを表現した部分というふうになっています。

ですから、広域的なまちづくりと地域単位のまちづくりが、ここで交差するというんですか、それが、地域の中の表現とうまく重なり合いながら実現していければということで、書いたものです。ですから、この中では、四谷地区の中では出ていませんけれども、区全体として、新宿通りというのが、四谷から新宿まで、ずっと位置づけている大きな十字型の「風のみち」、そういったものの一つとしてありますので、やはり「歩きたくなるまち新宿」の中核的なものだということで、ここに位置づけをしました。

以上です。

卯月会長　　今、都市マスについての委員のご指摘に対する回答でございましたが、多分これだけで皆さん満足されたというふうに、私は理解しておりませんので、本来は、この基本構想審議会は都市マスの部分の議論を行うわけではありませんが、ただ、都市計画審議会の方に必ずしも各地区協議会の方々や区民会議の方々が入っているわけでもないので、ちょっと補うという意味もこちらにはあると私は理解しています。ですから、先ほどの委員のご指摘については、ちょっとこの場ではもっと細かくすることができませんので、都市計画審議会の中で、今どういう状況になっているか、ちょっと詳しくはわかりませんが、今、出された意見については、きちっとお答えをしていただくように、少し違う場で協議をしていただくように私の方からお願いをしておきます。

古沢委員　　実は、会議が始まる前に、私どもも戸塚地区まちづくり方針につきまして、くくり方や何か論理的に間違いではないかということが何ヶ所ありましたので、まちづくり計画担当とお話ししましたら、後で出してくださいと。今回の答申案には反映しませんが、区の素案には反映します、というお答えがあったんですが、できましたら答申案の方に反映した方が、これはちょっと私どもの意見というよりも、くくり方の間違いというような性質の問題ですので、できましたら、ぜひ答申案自体も変えた方がよいと思います。

卯月会長　私の判断を超えていますので、とりあえず古沢委員の今のご意見を含めて、今日この審議会の中で出された意見については、きちっと都市計画審議会の方で対応していただくように、重ねてお願いをしておきます。

どうぞ、野尻委員。

野尻委員　時間が超過して申しわけございません。

先ほどの行政のご説明では到底納得できませんので、再度申し上げます。

若松地区におきましては、ハードの施策でソフトもカバーするという話でしたけれども、やはり、その地域の特性ですね、例えば、福祉、医療の施設が多いとか、そういうところから、だれにも優しい住民意識を高めると、そういうこともありますし、また、木造密集地域が別に問題になっておりまして、それも防災ひとづくりを進める、そういうところは、なかなかハードなところに盛り込むことができておりません。まして、去年の夏、都市マスタープランの意見書ができましたね、その中に、盛り込んでありますけれども、今回、そこには表現していただけなかった部分です。地域ぐるみの住民の交流ですね、既存の住民の方々とその新しい方々との交流の上で地域ができあがるという地域づくりですよ。そういうところは、特に今回入れてございますので、三つのソフトの施策ですね、ぜひ取り上げていただきたく、よろしく願い申し上げます。

卯月会長　わかりました。それでは、時間をちょっと超過してしまいました。

基本構想審議会の議題としては、よろしいでしょうか。

今日いただいた意見、ご指摘について、若干宿題がございましたので、私とそれから会長代理の成富委員が責任を持ちまして次回までに修正をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の修正につきましては、16日、次回の審議会は17日でございますが、その前日にお手元に届くように郵送させていただくように考えております。

また、16日の夕方までに、お手元に届かない場合には、事務局へ直接連絡をしていただければ、お届けするという宅配サービスもやってくれるようでございます。

次回、第16回審議会は、ご存知かと思いますが、2月17日土曜日正午から早稲田大学国際会議場3階会議室で開催いたしますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

なお、開催通知は資料とあわせて、15日に事務局より送付させていただきます。

最後に、その他事務局より事務連絡をお願いいたします。



事務局　それでは、3点、事務連絡をさせていただきます。

前回は申し上げましたが、審議会資料として用意させていただきましたボックスの中に入っています資料などですが、もし、本日お持ち帰りにならないけれども、後日取りにくるという方がいらっしゃいましたら、事務局の方で2月いっぱい、その形でお預かりしますので、お申し出ください。

それから、2月17日、先ほど言いました最後の審議会になります。この日ですが、大変ハードなスケジュールで申しわけないのですが、12時から基本構想審議会、それから1時から答申提出式、そして、2時からシンポジウムを予定させていただいております。非常に盛りだくさんのものを入れているところなんです、皆さんにおきましては、早い昼食をおとりになって来ていただければと思います。申しわけございません。

それから、3点目、今申し上げました17日のシンポジウム、2時から4時ということで、当審議会の卯月会長の方がコーディネーターをされて、審議会委員の方もご出席いただきますので、ぜひ、多くの方に参加いただきたいと思います。皆さんの方も、ご近所の方ですとか、それからいろんな活動のグループの方にもお声かけいただきまして、ぜひ参加いただけるよう、お願いいたします。

以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第15回基本構想審議会を閉会いたします。

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。